

報告書
第12回全国市議会議長会研究フォーラム
平成29年11月15・16日
姫路市文化センター

一日目第一部

基調講演

議会改革の実績と議会力の向上

明治大学名誉教授 学長特任補佐 アメリカ国家行政院フェロー 中邨 章氏

1 変わる地方議会 議会基本条例の10年

基本条例が施行されてから10年が経ち、都道府県議会では30(63.8%)
県で制定、市議会では、444(54.6%)市、特別区議会では2(8.7%)区、
町村議会では239(25.8%)町村が施行している。

議員提案は、新規1.7件、改正2.0件、廃棄2.3件(10年間の年平均)
であり、議員提出の条例制定は、平成27年では65市で95件あり、42(44%)
件が可決されたが、否決内容は、党派、会派に起因している。

基本条例の評価は、議会報告会等により、議会に対する意識、認識がされ
るようになり、外国にはない制度であり、市民も議員も知識を深めなければ
との気運に繋がっている。

課題としては、作る事で終わりではなく、知識の為に議会内改革と市民への
更なる議会理解を求める必要性が更に始まった。

2 改革から政策創造へ 人口減少と地域振興

人口推移は、2,030年には1億1600万人で、65歳以上が350万人となり
生産年齢人口が減少し、生産が低下する。単独自治体での対応は無理であり、
合併も終了、今後の自治体体制は、信頼関係に基づく協働と連携の連携中枢
都市構想で対応しなければならない。

3-1 地方議会のこれから 防災と政策創造

地域住民との連携、行政組織との連携、民間組織との連携で、災害対応業
務をしてほしいとのアンケート結果。

災害対策基本法では議会記載がない。議決事件とした総合計画にてしっか
りと議会を盛り込む事が必要

3-2 地方議会の政策チェック 防災対策の再検討

災害対策本部の運営について、すでに見直している、現在見直している、見直しの検討中を合わせて約70%が取り組んでいるとみられる。

支援物資の管理については、約60%が見直し中である。

その他についても、問題意識を持って対応しているが、費用、他部署との協力体制等の組織内理解の構築、人手不足、時間不足等で業務に支障が出る要因がある。また、首長不在時の代位順位、代替庁舎、生活インフラの確保、非常時優先順位等の業務継続計画の未整備、指定避難所の課題、機器情報の管理と啓発課題等にしっかりと対応しなければならない。

4 地方議会の政策展望 電子政府への試み

当たり前の器機をどう使うかは、先進国の例をみて実行すれば良いが、首長に立ち向かう、外部志向の強さ、ICTを駆使出来る、勉強する事で族を目指せる、過去に拘らない議員と、そうでない議員との間を縮める事が必要。

以上 一日目第一部

一日目第二部

パネルディスカッション
議会改革をどう進めていくか

コーディネーター

毎日新聞論説副委員長 人羅 格氏

パネリスト

駒澤大学法学部教授 大山 礼子

東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之氏

同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授 新川 達郎氏

姫路市議会議長 川西 忠信氏

以上の方々と、議会改革をどう進めていくかが話しあわれた。

大山氏は、地方議会は議員のなりて不足で危機的状況であり、その上、議会に定数削減、報酬削減を求める。また、二代表制の制度下では、国が小選挙区制に変わっても、地域代表、利益代表で議員になれる事が、議院内閣制の国のような政策本位での議会になれず、チェック機能の議会で終わってしまう。

金井氏は、議会基本条例が議員の活動を目に見える形にした事は良いがここで終わりにしてはならない。しかし、条例による活動をして、住民の信頼や議会機能の強化にもつながらない。結局、議会の活性化は首長との権力闘争であるが、限界のある地方議会は、首長による「悪者」になるか「協力する引き立て役」になる。権力闘争である以上、議会のドンが行政を牛耳っていない方が健全な自治体であると言える。したがって、議会不信はもっとポジティブに位置づけるべきである。また、議会改革に先進事例などは無い事を認識すべきだ。権力闘争が魅力な事だから、そういう議会にするようにしなければならないが、その根本を正せる政党を構築しなければならないが、今日の政党には期待出来ない。首長との権力闘争には、住民参加が必要だ。

新川氏は、議会が首長に対抗するには住民意思の把握を確実にやる事であり、それには議会基本条例で謳われている報告会等の対話の積み重ねを粘り強くやり、その情報力で議員や会派が政策を考えれば良い。

川西氏は、議会基本条例を設定し、様々な取り組みをしているが、具体的な方策を検討中である。

以上 一日目第二部

考察

議会基本条例を策定し、それに盛り込んだ報告会等を忠実に従う事が市民に開かれた議会となるのか疑問である。これまで、過去の議員と住民の間には「無償の愛」的信頼関係があり、議員を何があっても支えていた時代があり、常に襟を正していた議員像が議会を守っていたはずであったが、55年体制の崩壊後、議員は地方の名士（家柄等の俗的な人でない信頼されている人）というより、時々政策に反対をするだけの目的で議員となりその後の展望のない、「無償の愛」の存在しない議員が、支援した人々から有償の愛を求められている状況下で、議会基本条例が出て来たのではないかと思う。

連携中枢都市構想における職員体制をどう淘汰するのは、自治体間の信頼より先に考え方を表さないと職員の意識に陰りが出ると思う。

連携中枢都市構想は、権限移譲で、国任せ、県任せでやってきた自治事務を施行する単位自治体の責任が重い。しかし、逃げるとそのしわ寄せは住民に来る

ので、逃げるに逃げれない事を自覚して自治行政に当たらなければならず、議会も、そこをいち早く理解して、行政に先取り提言が出来るように、改めて基礎自治から学び直さなければならないと思う。

補助金等の有り方も原点に立ち返り、自治業務に協働体制を醸成しなければならないと思う。

防災が喫緊の課題ではあるが、三陸地方では昔から「津波起きたら命てんでんこだ」と伝えられてきたと聞いた。これは、自分の命は自分で守れという意味があるとの事のようにあります。ことほど左様に、今はスマホ等での情報化時代で有りますから、個々人が行政に頼らずとも安全を担保出来る情報を持てる時代で有りますので、行政はあらゆる課題の解決に向けた情報発信をし、たとえば消防団といえども、殉死をさせない体制と、情報取得不可能者対応は課題であるが、住民への情報発信の粋を極めるべきだと思う。

政策展望は、国のような議院内閣制であれば政策展望に目を見張るものがあると思うが、現在の地方議会の制度では、市長と議会は車の両輪とは言うものの、市長が御自分のマニフェストで当選して来た以上、その政策を履行するのは当たり前で、議員立法で予算をつけようにもその財源確保自体が出来ず、予算に関わらない条例に関わるしかない事とがほとんどである事を、住民に理解して頂いた上で、地方議員の役目が、市長独自の予算付けの監視である事をやっているのか、住民に監視してもらう事が、住民の役目である事を認識させるしかないと思う。

議会基本条例が、そこを打破出来るような錯覚を現時点では持つてはならないと思う。

市民が議員に、市長に対して華々しい対決姿勢や、賛否が拮抗する事が議会が活性化しているように見え、その時選挙でもあれば、住民が政治をうごかしていると感じると思うが、その事案が過ぎると、住民は、議員と議会に飽きると思う。先ほども記したが、議員に対して住民が「無償の愛」で支えていれば、議員も住民に「無償の愛」で答える関係になり、住民中心の政治になると思う。